

議 案 第 2 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例の制定について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成25年6月11日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

議会の議員その他非常勤の職員並びに松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償業務について、千葉県市町村総合事務組合において共同処理を開始したことにより、本市の条例に基づいて補償を受けることとなる者が存在しなくなったため。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年松戸市条例第29号）
- (2) 松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和50年松戸市条例第14号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。